

須坂市保育所等における 医療的ケア児入園のご案内

須坂市 教育委員会 子ども課

目次

1. 基本的事項.....	3
2. 須坂市保育所等での医療的ケアの概要について	4
3. 須坂市保育所等における受入れ要件について.....	6
4. 受け入れまでのお手続きについて	7
5. 受け入れ後のお手続き及び注意事項について	9
6. Q&A	11

1. 基本的事項

●はじめに

本冊子では、医療的ケアが必要なお子さま(医療的ケア児)の健やかな成長に加えて、ご家族の皆様と保育所等が円滑に連携できるよう、必要手続きの明確化と、ご理解をいただきたい事項を示しています。

大切な命をお預かりし、適切な支援を行うためにも、お子さまの様子や医療的ケアの状況を適切に理解する必要があります。ご準備いただく資料やお手続きは多岐にわたりますが、お子さまへの適切な支援のために、どれも欠かせないものです。ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

●医療的ケア児とは？

子ども家庭庁では、以下の通り定義されています。

“医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU(新生児特定集中治療室)等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。”(子ども家庭庁 HP「医療的ケア児等とその家族に対する支援施策」より)

●国が定めている医療的ケア児及びその家族に対する方針について

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」(令和3年法第 81 号)が制定され、第1章の第1条には、個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じて適切な支援を行えるよう、地方公共団体においても支援体制を構築する責務があると示されています。

須坂市教育委員会では「須坂市保育所等における医療的ケア児の保育利用に関する実施要項(令和3年 11 月 24 日教育委員会告示第5号。以降「要綱」という。)」のほか、「須坂私立保育園医療的ケア児受け入れガイドライン(以降「ガイドライン」という。)」を定め、須坂市での手続き内容や受け入れ方法を明確にしています。

2. 須坂市保育所等での医療的ケアの概要について

(1) 受け入れ体制

入園時期は4月1日を基本としていますが、年度途中の入園は職員の配置や園の定員等、園の状況により受け入れが可能か判断します。

医療的ケアを実施できる公立保育園は、設備や看護師、保育士の受け入れ態勢が整っている「須坂市立高甫保育園」となります。

■高甫保育園

住所	須坂市大字野辺 1097-1
電話番号	026-245-4154
医療的ケア対応可能日時 (※受け入れ可能時間)	8:45～16:30 月曜日～金曜日(祝日を除く)
定員	若干名

※保育士等、他の職員は医療的ケアを行うことが法律で認められていません。安全な医療的ケア実施のため、保育所の開園時間よりも短時間でのご案内(短時間保育)となります。

※医療的ケア児の入園お手続きは須坂市教育委員会子ども課または高甫保育園が窓口となります。

(2) 医療的ケアの内容

須坂市の保育所等では医療的ケア児に対し、以下の医療的ケアを実施しています。

ケア内容	詳細
経管栄養 (経鼻、胃ろう、腸ろう)	チューブを経由して栄養を供給します。
喀痰吸引 (口腔内、鼻腔内、気管内)	所定の部位から喀痰吸引を行います。
導尿	尿を体外に出せるようにする処置です。
血糖管理	血糖測定に加え、インスリン投与や与薬等を行います。
その他 (酸素療法、人工呼吸器による呼吸管理、気管切開部のケア、与薬等)	上記以外のケアについて、主治医からの指示等により個別検討します。

※医療的ケアの内容は主治医が作成した意見書や指示書に基づき、保育所等との打ち合わせにより決定します。

(3) 園生活における配慮等

須坂市の保育所等では医療的ケア児受け入れにあたり、主治医が作成した意見書及び指示

書をもとに、保護者と園長、看護師、担任保育士等で面談を行い以下について確認します。

確認事項	詳細
食事・給食提供	摂取方法や摂食・嚥下障害の有無、食事形態、禁忌食材・配慮食材の有無等を確認します。
運動の制限	運動制限の有無や注意点を確認します。 制限がある場合、どの程度まで参加が可能なのかについても確認します。
緊急時の対応	以下について確認します。 ●誤嚥、発熱、医療機器抜去時等の対応 ●家庭連絡・保育中止の目安 ●緊急搬送の目安 ●搬送までの対応
発作時の対応	けいれん発作がある場合、発作の様子や頻度、時間、対応方法等について確認します。
そのほか必要事項	主治医からの指示等により、個別に確認します。

【給食対応について】

食事の形態の配慮が必要な場合は、給食担当、管理栄養士等も加わって面談を行い、対応について相談させていただきます。園では、一度にたくさんの量の給食を作るため、給食やおやつの内容、食事提供方法について、個別対応が難しいこともあります。

給食対応については別紙の「医療的ケア児への特別給食について」をご覧ください。

【運動制限について】

「保育活動のめやす」をご覧ください。

(4) 対象園児

支給認定区分のうち「2号認定」に該当したうえで、医療的ケア児の受け入れ要件も満たした園児が対象となります。

医療的ケア児の受け入れ要件については次項の「3.須坂市保育所等における受入れ要件について」をご覧ください。

■支給認定区分「2号認定」

認定区分	年齢	認定概要	
2号認定	3～5歳児	概要	3歳～5歳児のうち、「保育を必要とする事由」に該当【する】場合
		期限	効力発生日から小学校就学の始期に達する前日まで

※2歳児以下の受け入れを希望する場合は、保育園までご相談ください。

3. 須坂市保育所等における受入れ要件について

●医療的ケア児の受け入れ要件について

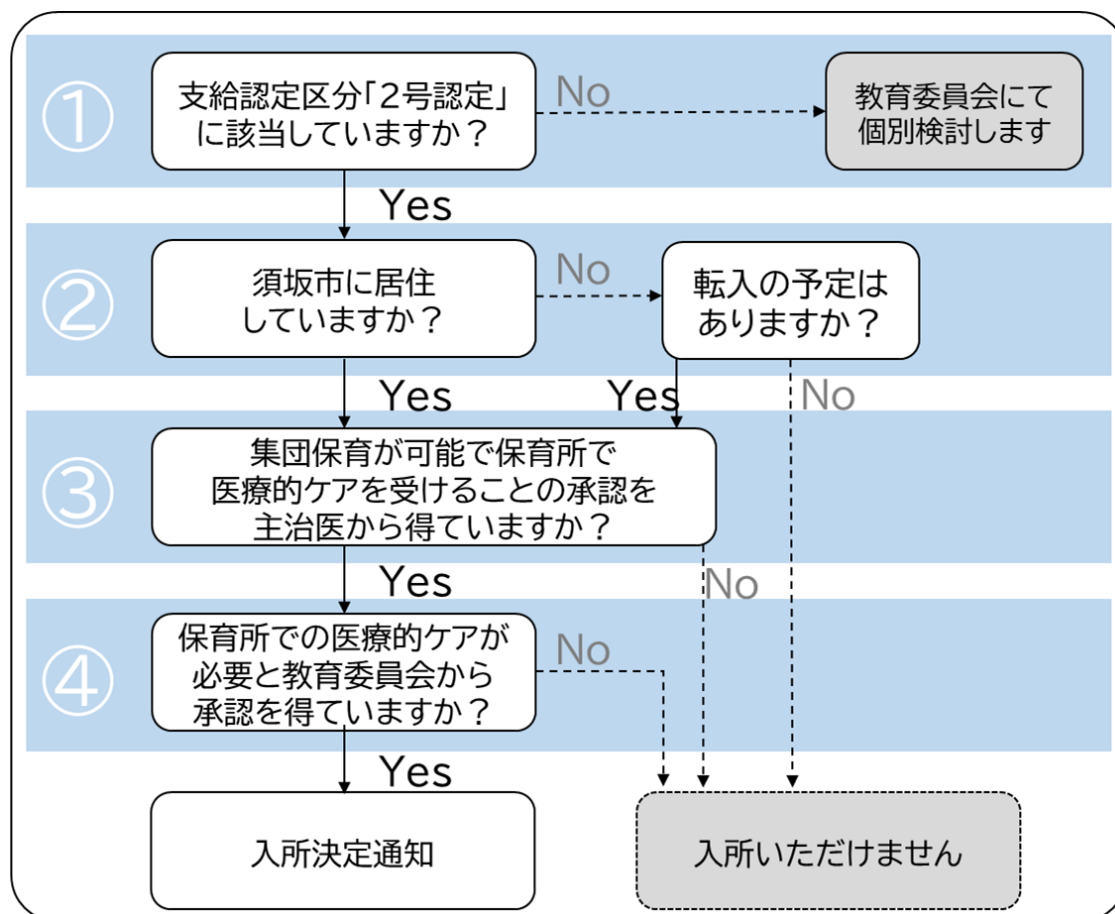
前述の支給認定要件に該当していることに加えて、以下の全てに該当している必要があります。

- (1) 須坂市内に住所を有する者
- (2) 集団保育が可能である者
- (3) 保育所等で医療的ケアを受けることについて、主治医の承認を得ている者
- (4) 保育所等における医療的ケアが必要と教育委員会が認める者

※要綱 第4より

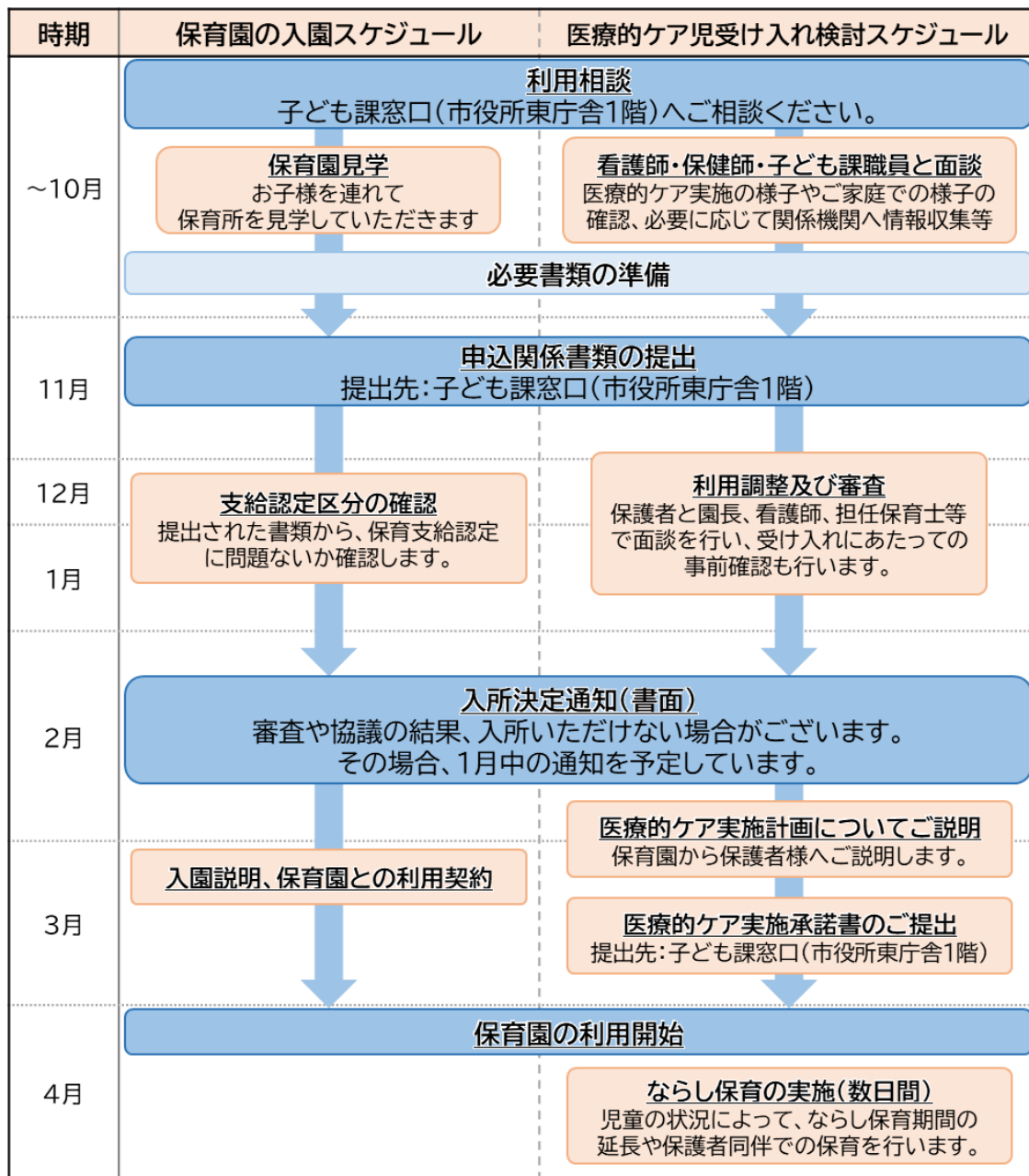
上記を満たしたうえで、申込み関係書類をご提出いただきます。

年度毎に更新お手続きが必要となります。医療的ケア児の健康状態や保育所等の事情により継続的な受け入れが難しい場合があります。予めご了承ください。



4. 受け入れまでのお手続きについて

●お申込みから園の利用開始までの流れは以下のとおりです。



※こちらのスケジュールは目安です。記載された時期に限らず、医療的ケア児や保護者の事情に合わせて対応します。

※お子様を安全にお預かりするため、利用相談から入所決定までの間に体験保育等を行う場合があります。

●医療的ケア申し込みに必要な書類について

お申し込みあたっては、通常の保育園への申込書類に加え、医療的ケア児の受け入れに必要な申込書類があります。

■医療的ケア児の受け入れに必要な申込書類

- (1) 須崎市保育所等における医療的ケア児の保育利用に係る医療的ケア実施申込書（様式第1号）
- (2) 須崎市保育所等における医療的ケア児の保育利用に係る調査票（様式第2号）
- (3) 緊急時対応調査票（様式第3号）
- (4) 主治医意見書（様式第4号）
- (5) 診療情報提供書兼医療的ケア指示書（様式第5号）

※(4)～(5)については主治医に作成を依頼してください。

■通常の保育園への申込書類

- (1) 支給認定申請書……………お子さん1人につき1枚
- (2) 保育園入園申込書……………お子さん1人につき1枚
- (3) 保育を必要とする事由証明書類……父及び母
- (4) 保育園入園条件同意書……………1世帯につき1枚
- (5) マイナンバー（個人番号）確認票…… 支給認定申請書裏面
- (6) 保育料口座振替依頼書……………1世帯につき1枚

※通常の保育園への申込書類について、詳しくは子ども課窓口または園へご確認ください。

5. 受け入れ後のお手続き及び注意事項について

●申請内容に変更が生じた場合のお手続き

以下に該当する場合には主治医指示書および「須坂市保育所等における医療的ケア児の保育利用に係る利用変更届」(様式第7号)をご提出ください。

- (1) 申込書に記載した内容に変更が生じたとき。
- (2) 対象児童の心身状況に大きな変化があったとき。
- (3) 利用の内容等を変更しようとするとき。

須坂市教育委員会は、利用変更届を受領後、その内容について審査の上利用変更の可否を決定し、「須坂市保育所等における医療的ケア児の保育利用に係る利用変更決定通知」(様式第8号)により保護者へ通知します。

●利用決定の取り消しについて

須坂市教育委員会は、以下のいずれかに該当すると認めたときには、「須坂市保育所等における医療的ケア児の保育利用に係る利用取消決定通知書」(様式第9号)により利用の決定を取り消します。

- (1) 医療的ケア実施の対象者でなくなったとき。
- (2) 虚偽又は不正な手段により利用の決定を受けたとき。
- (3) 教育委員会が利用の決定を取り消す必要があると認めたとき。

●進級にあたっての医療的ケアの継続について

医療的ケアの受け入れは1年度単位で更新手続きが必要となります。進級にあたって、次年度も医療的ケア実施が必要な場合は、保護者と園長で面談を行い、更新お手続きについて説明します。(原則として、医療的ケア申込書類を再度作成いただきます)

須坂市教育委員会は、更新のために必要な書類を受領後、ご提出いただいた書類にもとづき、児童の健康状態を勘案して検討会を実施し、審査します。

●行事や園外活動について

行事や園外活動については、事前に保護者に説明し、参加が可能かどうか、必要に応じて主治医へご確認をお願いいたします。また土曜日の行事については、看護師不在のため、医療的ケアの実施を保護者にお願いすることとなります。

児童の体調や状況により、安全な保育や医療的ケアを確保できないと保育園が判断した場合、参加を見合わせる場合があります。この場合、事前に保護者に説明します。

●緊急時及び災害時の対応

保育園は緊急時の対応マニュアルを作成し、緊急時はマニュアルに沿って対応します。

体調急変等の緊急時には、園長の指示のものと、児童の状況を保護者に連絡し、必要時には救急搬送を依頼します。緊急時の場合、保護者への連絡が前後する場合がございます。

災害発生時は、他の児童同様、保護者にお迎えをお願いします。災害発生に備えて、個々に必要な非常食や医薬品、医療材料の備蓄、医療機器のバッテリーの確保に関して、保護者や主治医と確認し準備します。

栄養チューブが抜けた場合、再挿入は保護者に行っていただきます。この場合、保護者に連絡します。

●医療的ケア実施に関する情報の共有・連携

児童が保育園で安全に医療的ケアを受けながら、集団保育の中で安心安全に過ごせるように、保護者の同意のもと、園長、保育士、看護師等の園職員、園の嘱託医及び児童の主治医等が連携して実施します。

保育士・看護師等は、医療的ケア児の様子や状況・情報を、園長に報告・連絡・相談し、児童に関する情報を職員間で共有する体制を作ります。

利用している福祉サービス等の関係者と情報共有する場合は、事前に保護者と相談し同意を得て実施します。

●衛生管理

保育園は、医療的ケアが安全に実施できるように環境の整備を行います。医療的ケアに必要な医療機器・用具、医薬品等については保護者と取り扱いについて確認し、保育園で使用するときは、衛生的に保管します。

医療的ケアに必要な物品は、保護者に準備をお願いしています。

《医療的ケアに必要な物品の例》

- ・チューブ固定のテープ、シリンジ(経管栄養を行っている場合)
- ・吸引器(喀痰吸引を行っている場合)
- ・食事に必要なトロミ剤
- ・児童に合わせた食器 など

※上記のほか、園生活に必要な物品のご準備もお願いいたします。

6.Q&A

Q1.申込期限を過ぎてしまいましたが、申し込みはできますか？

11月頃の申込期間を過ぎても、随時受付しています。まずは、子ども課窓口(市役所東庁舎1階)へご相談ください。

Q2.医療的ケア実施にかかる費用は？

通常の保育利用料とは別に、医療的ケア費用がかかることはありません。ただし、医療的ケアに必要な物品や、指示書など必要書類の準備にかかる費用は保護者にご負担いただきます。
※詳しくは前項の「衛生管理」をご覧ください。

Q3.主治医作成の指示書に記載されていること以外に、医療的ケアを実施してもらえますか？

保育中の医療的ケアは、主治医が作成した指示書をもとに、保育所等と打ち合わせを経て作成された「実施計画書」に沿って行われます。計画書に記載された以外のケアは行いません。実施計画書の内容については、園から保護者へ事前に説明を行います。内容に問題がなければ、「医療的ケア実施承諾書」をご提出いただきます。

Q4.高甫保育園以外では医療的ケアを実施できませんか？

高甫保育園以外の市内公立保育園では、医療的ケアを実施できません。設備や看護師、保育士の受け入れ態勢等を考慮し、安全な医療的ケアを実施するためです。で、ご理解をお願いいたします。

Q5.看護師以外の保育士は医療的ケアを実施できないのですか？

保育所で医療的ケアを行うことのできる職員は看護師のみです。保育士等、他の職員が医療的ケアを行うことは、法律で認められていません。

Q6. 家族状況等に変更(医療的ケア児個人には関係ない内容)があった場合どうすればよいですか？

入園申込後及び入園後に就労先や勤務形態の変更が生じた場合や、家庭の状況に変化があった場合は「支給認定申請書兼変更届」のご提出をお願いいたします。

また、保育の必要性の事由が変わった場合には、その都度、「保育の必要性を証明する書類」のご提出が必要です。

Q7. 申込等に必要な書類(様式)はどこでもらえますか？

子ども課窓口(市役所東庁舎1階)や、保育所にてご用意しております。